

仕様書

1 業務名称

令和6年度シャレール東豊中団地における地域密着型マルシェ企画運営等業務

2 履行期間

契約締結の翌日から令和6年12月31日まで（予定）

3 業務目的

当業務は、地域医療福祉拠点化団地（シャレール東豊中団地）のコミュニティ拠点であるぼん・しゃれーる*1や集会所、隣接するグラウンド等を活用し、コネクトプロジェクト*2や地域関係者等と連携して、地域密着型のマルシェを実施する。これらを通じ、地域密着型のマルシェの担い手発掘・育成・支援を行い、ぼん・しゃれーるの運営候補者の発掘・育成を検討・実施するものである。

*1 ぼん・しゃれーるとは、シャレール東豊中団地中央集会所内にある「本でつながるコミュニティ」団地居住を問わず、誰でも無料で利用できるコミュニティスペース

*2 コネクトプロジェクトとは、民間企業連携やデジタル活用により、団地共用部分に新たな価値や団地活性化を実現するプロジェクト

4 業務内容

(1) 地域に根差したマルシェの出店者の発掘・育成・支援

団地周辺や近隣地域居住者からマルシェ出店者を発掘するため、マルシェ出店に興味を持っている者（10名程度）を募り、連続した勉強会（期間内に4回以上）等により、マルシェ出店者への支援と出店希望者同士の関係性を構築する。

(2) マルシェの開催

中央集会所及び隣接したグラウンド等を利用し、(1)で育成したマルシェ出店者を中心とし、地域に根差したマルシェ（期間内に1回以上）を開催する。

(3) ぼん・しゃれーる運営者の発掘

マルシェ出店者の中から、ぼん・しゃれーるの運営に携われる者を発掘・育成する。（ワークショップ2回以上）

5 提出成果

(1) 報告書 A4判 2部

(2) 報告書原稿 1式

(3) 電子データ 1式（CD-ROM 作成したアプリケーションの元データとPDFデータ）

※なお、成果物の規格、仕様等については、発注者の指示者と協議するものとする。

※成果物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく基本方針（令和4年2月版）の判断基準を満たしていること。

6 再委託について

- (1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。
 - ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
 - ② 解析業務等における手法の決定、及び技術的判断
- (2) 受注者はコピー、印刷、製本、計算処理、資料処理等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、書面による発注者の承諾は不要とする。
- (3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外について再委託を行なう場合は、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 上記(2)(3)の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさねばならない。
 - ・受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

7 留意事項

- (1) 業務の履行上、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構担当者と協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 法令及び条例等の関係諸法規を順守すること。
- (2) 成果物等に誤りが発見された場合は、本業務の成果物の引渡し後においても、受託者の責任において補正すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) 個人情報の取扱い

個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

 - ① 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
 - ② 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
 - ③ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
 - ④ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

以 上